

特別支援教育における 管理職の重要性

【演習】

1 「特別支援教育」の推進に関するキーワードを書いてください。
(複数可)

2 「インクルーシブ教育システム」に関するキーワードを書いてください。
(複数可)

特別支援教育の推進について(通知)<19文科初第125号 平成19年4月1日>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から <平成24年7月23日>

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み(以下略) (P4)

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため**特別支援教育**を着実に進めていく必要があると考える。(P5)

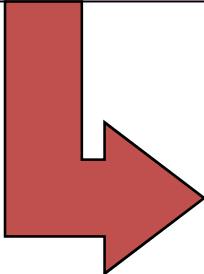
共生社会の形成

特別支援教育の推進について(通知)〈19文科初第125号 平成19年4月1日〉

★校長の責務についても以下のように示された。

『校長(園長を含む。以下同じ。)は、**特別支援教育実施の責任者**として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、**体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導**することが重要である。』

『また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする**幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚**し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。』



特別支援教育の推進を学校経営に明確に位置づけることが必要であり、学校経営にリーダーシップを発揮する立場の管理職の**適切な対応**が求められている

学校経営で管理職に求められること

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(1) 特別支援教育の推進を明確にした経営ビジョン

★具体的な計画 ★組織的な運営

(2) 学校全体での組織的な取組

★校内委員会の設置 ★特別支援教育コーディネーターの指名

(3) 適切な人材配置と専門性の育成

★人材育成・人材活用

(4) 地域・保護者への説明責任

★本人・保護者の意向を尊重・合意形成

(5) 関係機関との連携

★幼児期から卒業後までを見通した指導・支援

★引継ぎ ★外部専門家の活用

学校経営で管理職に求められること(1)

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(1) 特別支援教育の推進を明確にした経営ビジョン

★具体的な計画

- ①学校が「**特別支援教育の推進**」を意識して進めていることを明確に示すこと(特別支援教育の理念を理解し、声にして発信していくこと)
- ②学校経営方針(計画)に、目標と方策が示されていること(重要目標については**数値目標**を位置付けたい)

★組織的な運営

- ①校内委員会の設置(有効的に機能させる)
- ②特別支援教育コーディネーターの指名
- ③センター的機能の充実(特に特別支援学校)

学校経営で管理職に求められること(2)

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(2) 学校全体での組織的な取組

★校内委員会の設置

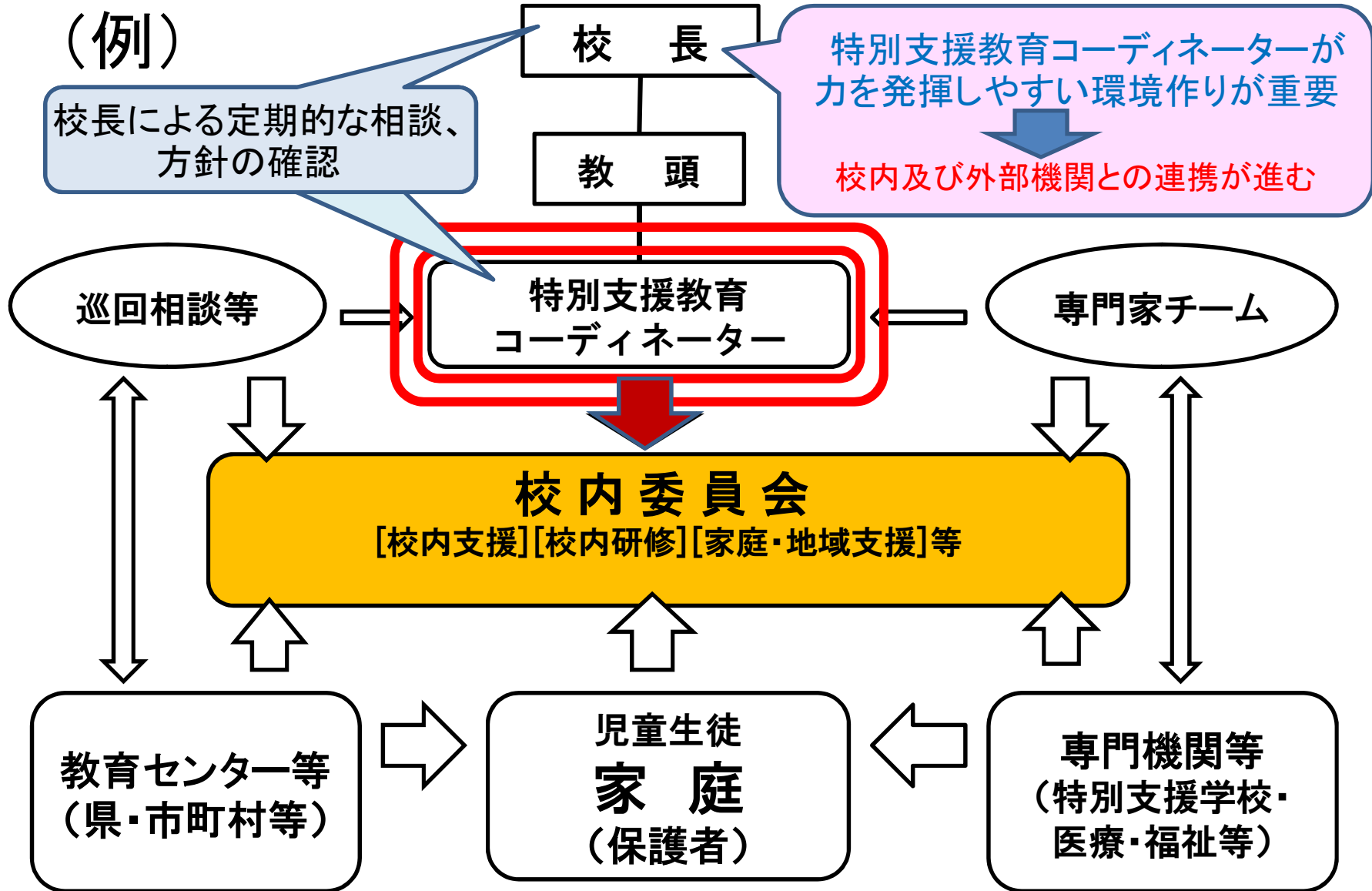
○校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立して、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う

合理的配慮の内容の検討
(過重な負担かどうか、代替案は?)

- ①特別支援教育に関する理念を、**校長自身が**理解し、教職員にしっかりと示すこと
- ②校内委員会を中心となって運営できるコーディネーターを選ぶこと
- ③校内委員会が有効に働くよう運営に**校長が主体的にかかわる**こと
- ④(特別支援学校)地域における特別支援教育のセンター的機能の推進について、他の学校を支援する必要性を教職員や保護者に十分に説明し、**共通理解をもって組織的に**運営すること

選任する際の視点は後述

校内の支援体制整備と役割



校内委員会の役割

- 1 気付き(情報収集)
- 2 児童生徒の実態把握
- 3 指導・支援方策の具体化(内容・方法論)
- 4 保護者・関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」の作成・援助
- 5 校内関係者と連携して、「個別の指導計画」の作成・援助
- 6 特別な教育的支援が必要な児童生徒の保護者との連携
- 7 全教職員の共通理解
- 8 校内研修を推進(企画・運営)
- 9 外部関係機関(専門家チーム等)との連携
- 10 保護者相談の窓口

①合理的配慮の内容の検討・評価・修正

(過重な負担かどうか、代替え案は?)

②本人・保護者との合意形成の援助

学校経営で管理職に求められること(3)

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(3) 適切な人材配置と専門性の育成

★人材育成・人材活用

- <重要> → 特別支援教育コーディネーターの指名
(役割) ①学校内の関係者や関係機関との連絡・調整
②保護者に対する学校の窓口
③障害のある児童生徒等へ教育支援の充実
④地域における関係者や関係機関との連絡・調整

★選任する際の大切な視点

- ①特別支援教育の推進に関する理念の理解
②校内の意見調整
③保護者への説明力のある人材

ある意味、専門
性よりも重要！

特別支援教育対象者及び発達障害のある児童生徒の割合

平成27年5月1日現在

特別支援学校 0.69% (0.67)

約7万人

H17年比で 1.3倍

小・中学校

特支学級在籍で22条の3該当:約1万8千人

特別支援学級 2.00%(1.84)

約20万1千人

H17年比で 2.1倍

通常の学級

H17年比で 2.3倍

約9万人

通級による指導 0.89%

発達障害 6.5%

可能性のある者を含む

義務教育段階の
全児童生徒数 1009万人
(H26:1019万人)に対する
割合

減少傾向

約34万人

3.58%
(3.33%)

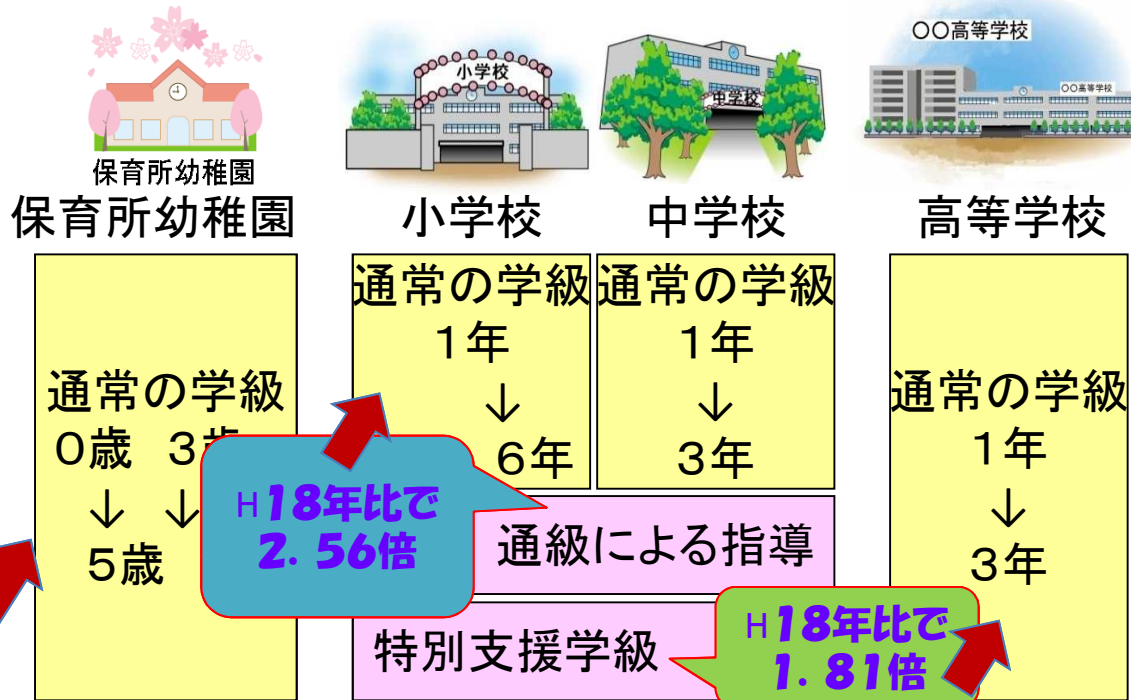
増加傾向

※()は
H26年5月1日調査

通常の学級在籍で22条の3該当:約2,100人(内通級:約250人)

* 平成27年5月1日現在文部科学省調査
* 発達障害は、平成24年文部科学省調査

千葉県の特別支援教育の現状



小・中
 約 6.5%
 高
 約 2.2%

通常の学級に在籍する

- 学習障害
- 注意欠陥多動性障害
- 高機能自閉症等

の幼児児童生徒にも
特別支援教育を！

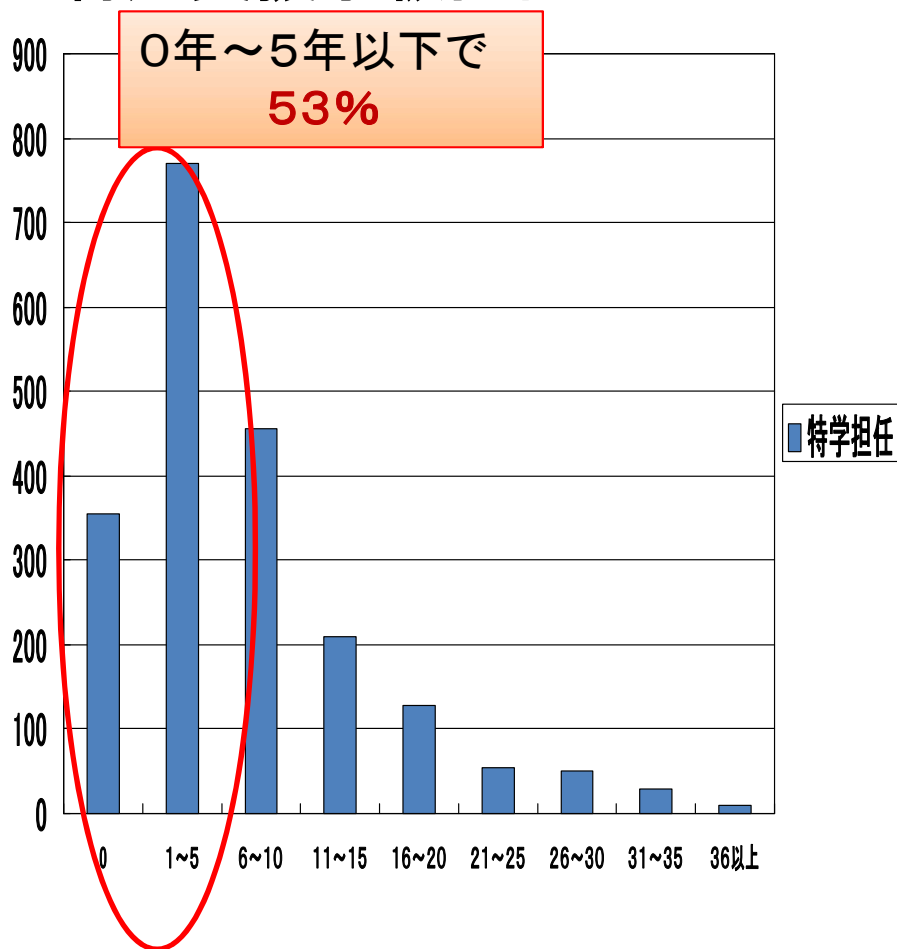


幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科
普通学級	普通学級 重複学級 訪問学級	普通学級 重複学級 訪問学級	普通科 普通学級 重複学級 訪問学級	専門学科
視覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	
	聴覚障害			

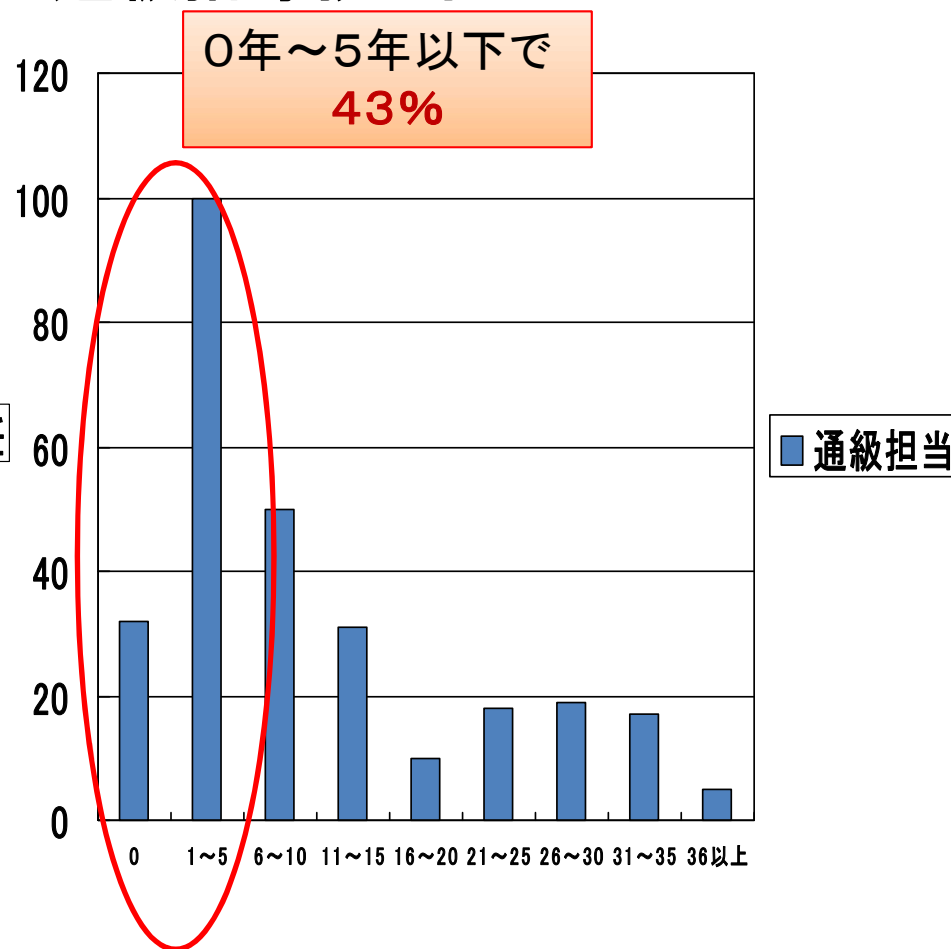
平成27年5月1日現在

担任・担当経験年数 (H27年度 特別支援教育課調べ)

特別支援学級担任



通級指導教室担当



各種データ①(全国特別支援学級設置 学校長協会資料より)

特別支援学級の主任教員について

- ①主任教員の教職経験年数
5年以下・・・小学校12%、中学校17%
- ②主任教員の特別支援学級経験年数
5年以下・・・小学校46%、中学校52%
- ③特別支援学校教諭免許状取得状況
取得済み・・・小学校39%、中学校34%
取得中・・・小学校 5%、中学校 5%

専門性のある教育の
確保が難しい状態。

- ※(参考)特別支援学校教員の免許状取得状況
千葉県(取得済み)・・・86.7%(全国平均72%)
→平成32年度以降、教育職員免許法附則16項の削除の可能性

各種データ②(全国特別支援学級設置 学校長協会資料より)

特別支援学級等設置校の校長について

①通級による指導または特別支援学級での経験の有無

経験がない・・・小学校70%、中学校70%

②特別支援学級経験の有無

経験がある・・・小学校16%、中学校13%

③通級による指導の経験の有無

経験がある・・・小学校5%、中学校10%

(※参考・・・特別支援学校の経験がある・・・小学校3%、中学校4%)

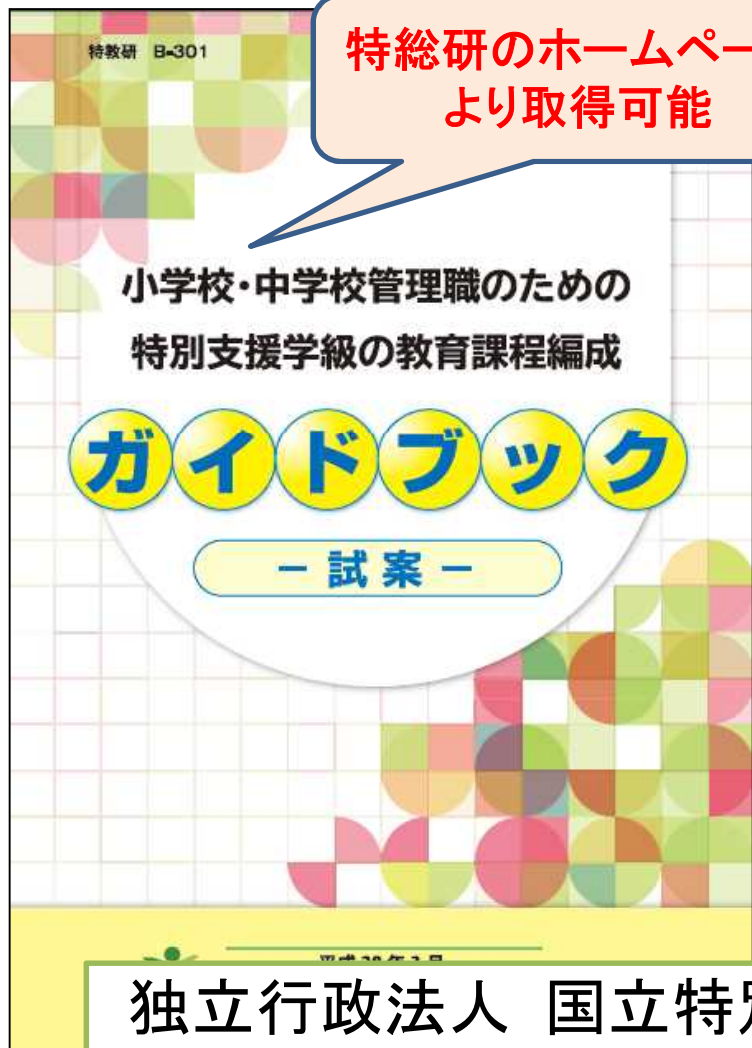
経験の有無に
関わらず、指
導・支援する
必要がある。

→ 教育委員会との連携(担任だけに任せない)

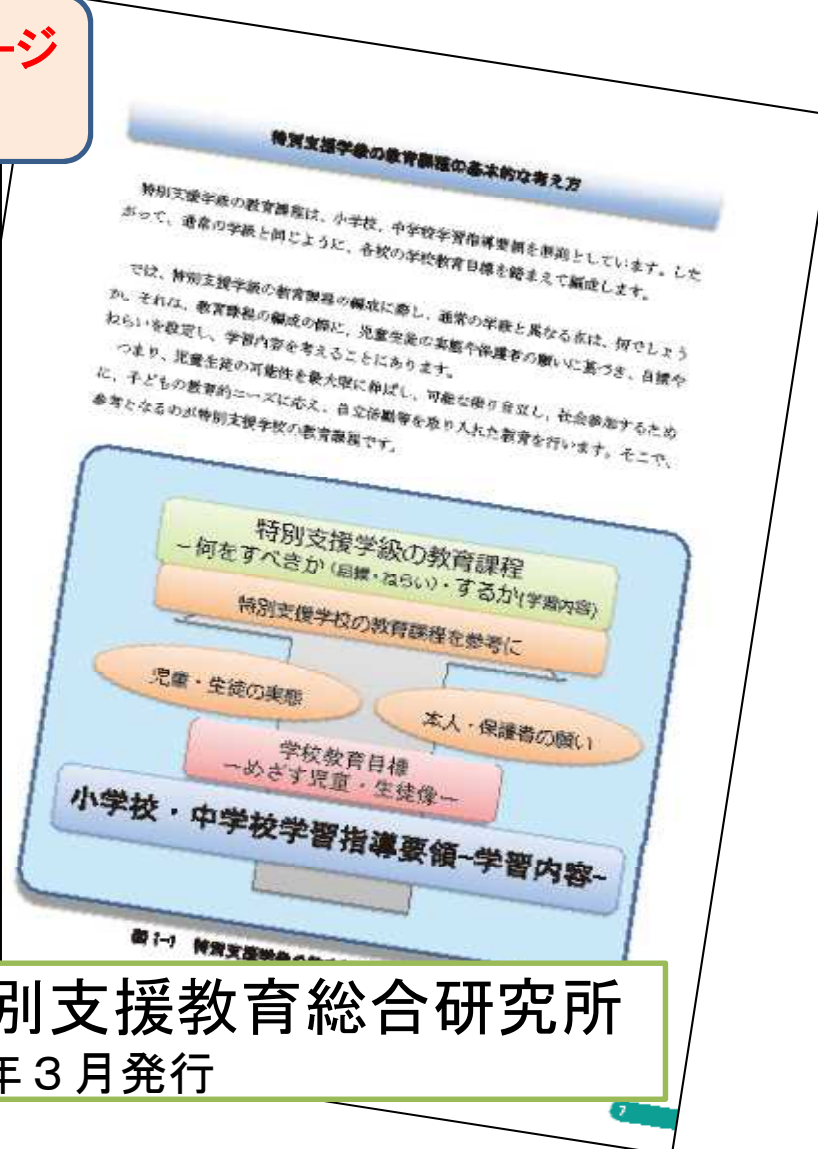
※場合によっては、特別支援学校のセンター的機能の活用を

小学校・中学校 管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック ー試案ー

管理職・指導主事の指導・助言のための資料



特総研のホームページより取得可能



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
平成28年3月発行

学校経営で管理職に求められること(4)

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(4) 地域・保護者への説明責任

★保護者・地域へののていねいな説明と理解

①就学支援

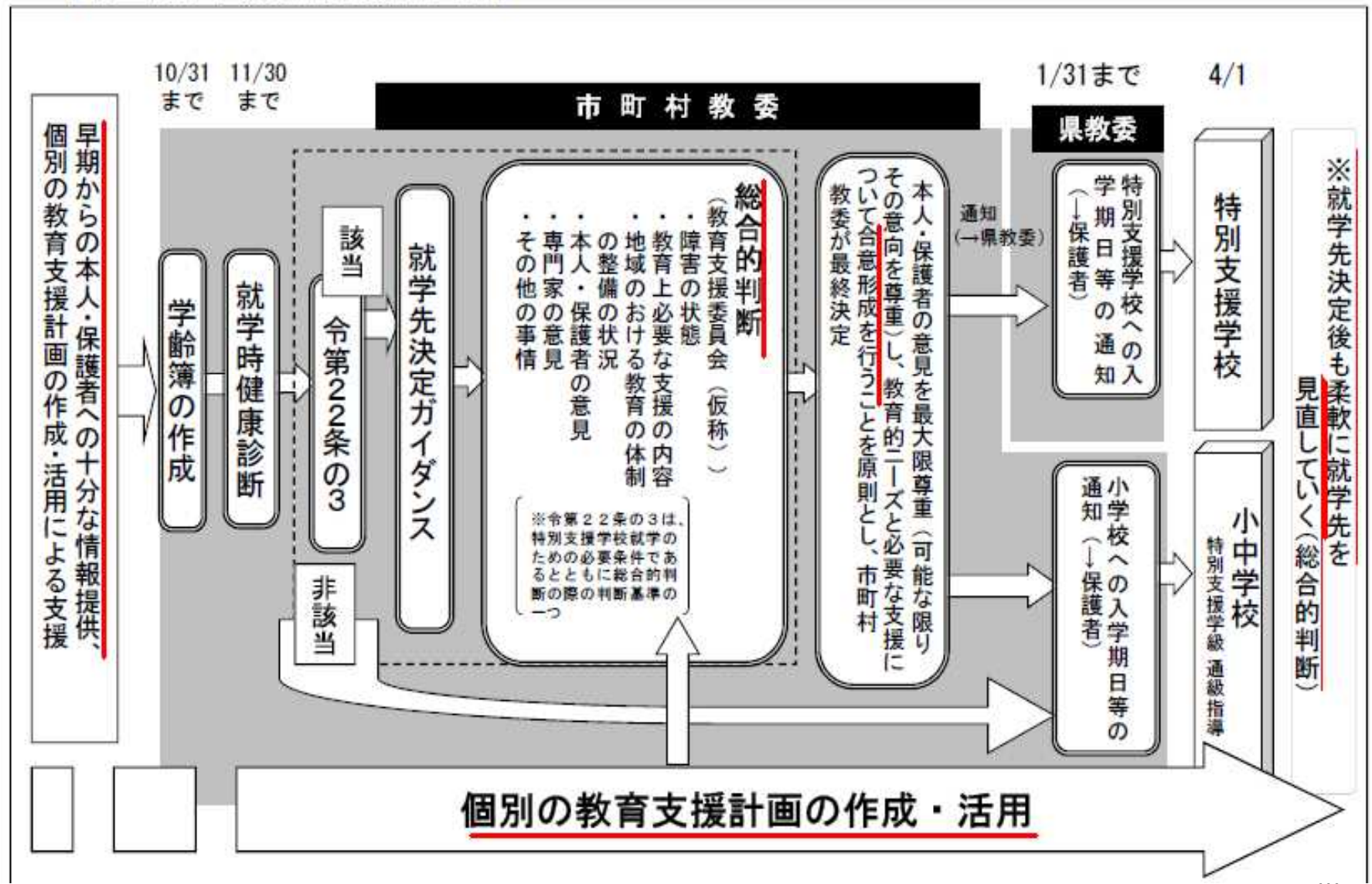
○本人・保護者の意向を尊重・合意形成

②交流及び共同学習の充実

③就学後のフォローアップ(柔軟な転学)

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】



「障害のある人にも、その能力に応じた適切な教育を提供する」

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

最も本質的な視点！！ 落としてはいけないポイント！！

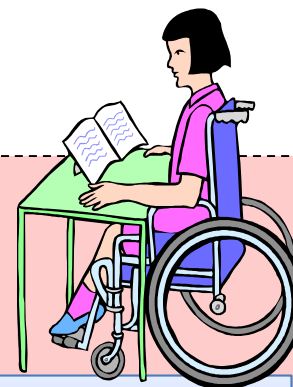
- ① 授業内容がわかる。
- ② 学習活動に参加している **実感・達成感** を持つ。
- ③ 充実した時間を過ごしている。
- ④ 生きる力を身に付けていける。

障害のない子ども



合理的
配慮

合理的
配慮



障害のある子ども

基礎的環境整備

学校経営で管理職に求められること(5)

★保護者・地域住民との連携・協力を深めながら
児童生徒の成長を実現

(5) 関係機関との連携

★幼児期から卒業後までを見通した指導・支援

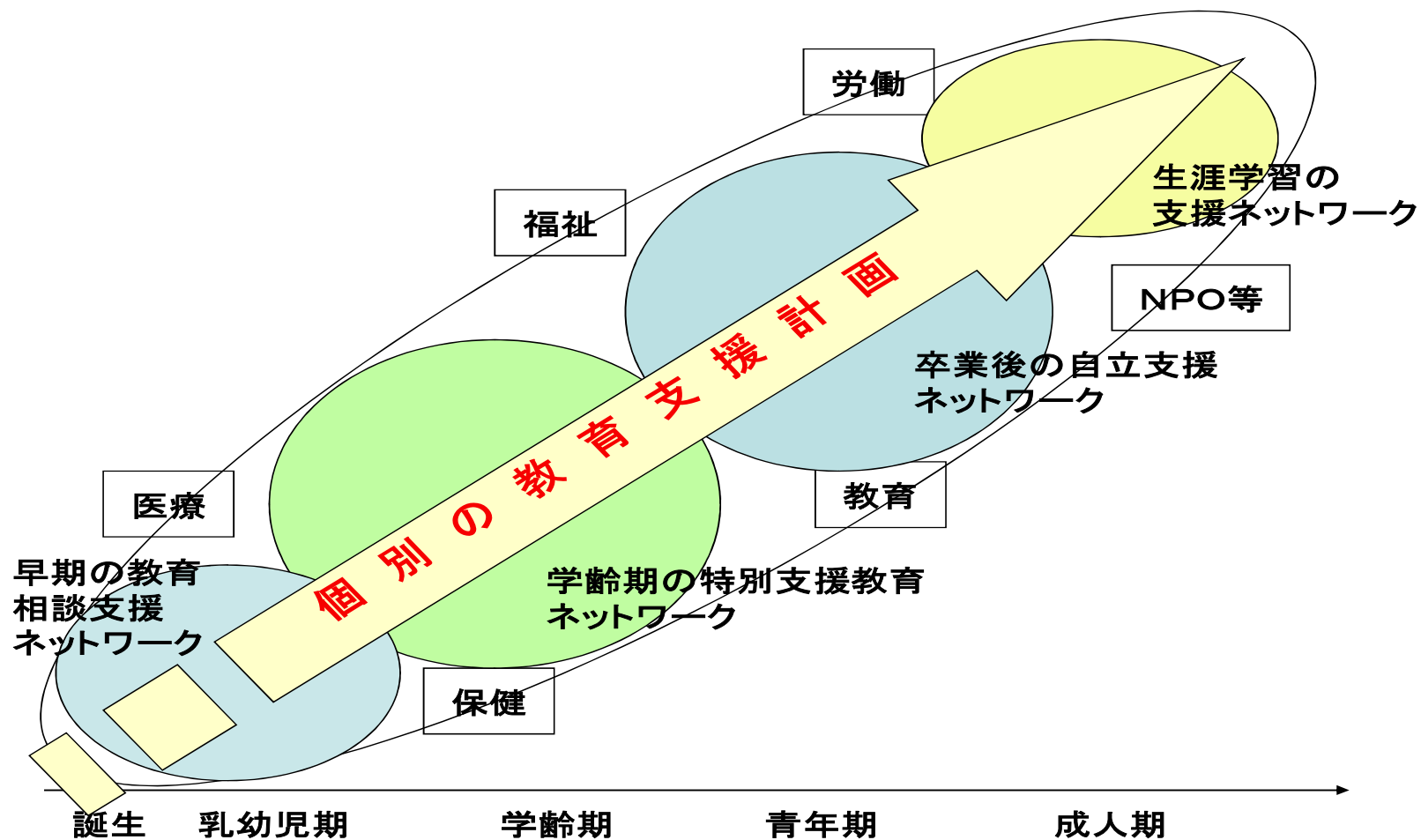
★引継ぎの充実

○個別の教育支援計画の活用

(保護者の了解・個人情報適切な管理)

★外部専門家の活用

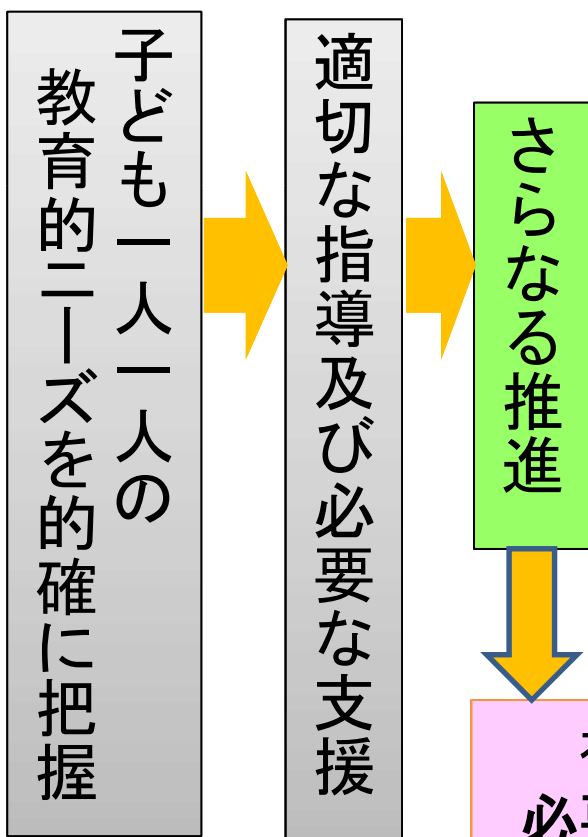
幼児期から卒業後までを見通した 一貫した支援を！



今後の課題

インクルーシブ教育システム構築のためには「特別支援教育」の推進は不可欠

特別支援教育



(1)障害のある子どもの教育の充実

(障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし自立し社会参加することができるように)
(医療、保健、福祉、労働等との連携強化)

(2)可能な限り、共に学ぶことができるよう配慮し、地域での生活基盤の形成

(障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動)(地域の同世代の子どもや人々の交流等)

(3)周囲の人々への障害者理解を推進

(共生社会の構成員としての基礎作り)
(次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進める)

社会的障壁の除去の実施について、
必要かつ合理的な配慮の提供が不可欠

「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」

教特第9 1 7号（平成28年3月30日）

教特第9 1 7号
平成28年3月30日

各県立学校長 様

教育振興部特別支援教育課長

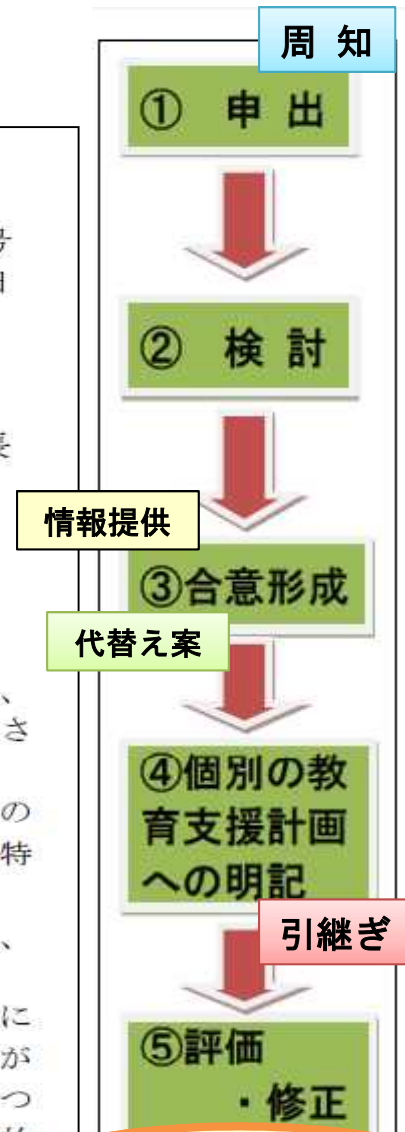
公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について（通知）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日から公的機関において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

つきましては、別紙「障害者差別解消法の施行に向けて」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を御理解の上、適切な対応について特段の御配慮をお願いいたします。

また、年度当初の保護者会・PTA総会等を活用して、本人・保護者への周知はもとより、関係機関・団体等への周知についても、併せてお願いいたします。

なお、様式例として示した「学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について」等により、本人・保護者から合理的配慮の提供に関する申出（意思の表明）があった場合には、校内で十分検討の上、本人・保護者に対して必要な情報を提供しつつ合意形成を図るとともに、個別の教育支援計画に明記し、代替え案を含めた適正な合理的配慮の提供・引継ぎが可能となるよう御配意願います。



十分な学びへとつながっているか？

まとめにかえて①

「小学校・中学校 管理職のための特別支援学級の教育課程
編成ガイドブック ー試案ー」より

<管理職にしかできないこと>

①学校行事での配慮

～学校全体で取り組む特別支援教育の推進

②特別支援学級の教室配置の工夫

③特別支援学級の授業への参加／参観

まとめにかえて②

「小学校・中学校 管理職のための特別支援学級の教育課程
編成ガイドブック ー試案ー」より

＜教育委員会の指導主事は、ここが気になる＞

- ①設置学級ごとの教育課程が用意されているか
- ②障害の特性を考慮した教育課程が用意されているか
- ③時数ー適切な年間授業時数が保障されているか
- ④特別の教育課程が組みられている場合、適切か
- ⑤交流及び共同学習が効果的に、組織的に計画されているか
目的が明確であるか
- ⑥個別の指導計画をもとに、児童生徒の実態に即した教育課程となっているか
- ⑦系統的な内容となっているか(前年度の評価・見直しが行われているか)
- ⑧保護者への説明責任(アカウントビリティ)がとれるか

【演習】

1 「特別支援教育」の推進に関するキーワードを書いてください。 (複数可)

- ・ 校長のリーダーシップ
- ・ 一人一人の教育的ニーズ
- ・ 障害特性の理解
- ・ 校内委員会
- ・ 個別の教育支援計画
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 校内支援体制
- ・ 個別の指導計画
- ・ 交流及び共同学習
- ・ 発達障害
- ・ 早期相談支援
- ・ 特別支援アドバイザー
- ・ 特別支援教育支援員
- ・ 自立と社会参加
- ・ 共生社会
- ・ 通級による指導
- ・ 医療的ケア
- ・ ユニバーサルデザインの視点
- ・ 特別支援学校のセンター的機能
- 等

2 「インクルーシブ教育システム」に関するキーワードを書いてください。 (複数可)

- ・ 基礎的環境整備
- ・ 合理的配慮
- ・ 個別の教育支援計画
- ・ 共生社会の形成
- ・ 保護者との合意形成
- ・ 連続性のある多様な学びの場
- ・ 社会的障壁
- 等

「すべては子供たちのために」